

令和6年度答申第75号  
令和7年3月21日

諮問番号 令和6年度諮問第101号（令和7年3月4日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条3号に規定する被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件交付申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は上記の被爆者に該当しないとして、本件交付申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、この法律において「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条3号には、「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるよう

な事情の下にあった者」が掲げられている。

- (2) 上記(1)の被爆者援護法1条3号の要件該当性の判断、すなわち、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断については、広島県、長崎県、広島市及び長崎市が、協議の上、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」（以下「本件審査指針」という。）を取りまとめたことから、厚生労働省は、各都道府県、広島市及び長崎市に対し、被爆者健康手帳の交付申請については本件審査指針に従って審査するよう依頼する事務連絡（平成22年2月23日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針について」）を発出している。

本件審査指針では、原子爆弾が投下されたその後、次のいずれかの被爆状況に該当する者（以下「被爆状況該当者」という。）は、被爆者援護法1条3号に該当すると認めることとし、被爆状況該当者に該当しない者については、次のいずれかの被爆状況に相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととしている。

- ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項に定める期間内（広島市に投下された原子爆弾については、昭和20年8月20日までをいう。以下イ及びウにおいて同じ。）に、原子爆弾が投下された当時の被爆者援護法施行令別表第二に掲げる区域以外の区域（以下「被爆者援護法1条3号適用区域」という。）において、被爆負傷者が多く集合していた環境（15名以上の被爆負傷者が収容されている収容施設等又は5名以上の被爆負傷者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）をいう。）に相応の時間とどまった（2日以上、上記の環境にいたこと又は1日であっても、午前及び午後に上記の環境にいたことを確認することができる場合に該当することをいう。）と認められる者（本件審査指針の1の(1)）

- イ 被爆負傷者が収容されている環境にいたが、上記アに該当しない者については、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、被爆負傷者との接触により、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあった（被爆負傷者と1日当たり5

名以上の接触が認められる場合に該当することをいう。以下ウにおいて同じ。)と認められる者(本件審査指針の1の(2))

ウ 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆負傷者と接触があった者であって、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められるもの(本件審査指針の1の(3))

- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年8月21日付けで、処分庁に対し、昭和20年8月7日から同月21日までの間(そのうち14日間)、被爆者援護法1条3号適用区域内にあったB(C地)において被爆負傷者の救護に当たった母のD(以下「母D」という。)と一緒にいて被爆したと主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(本件交付申請)をした。

(被爆者健康手帳交付申請書、被爆申述書)

- (2) 処分庁は、令和6年5月10日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条3号に定める身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことを確認することができないから、審査請求人は同号の被爆者に該当しないとの理由を付して、本件交付申請を却下する処分(本件却下処分)をした。

(「被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知)」と題する書面)

- (3) 審査請求人は、令和6年8月9日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和7年3月4日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件却下処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人の一家4人（父のE（以下「父E」という。））、母D、審査請求人及び弟のF（以下「弟F」という。））は、当時、B近くのG工員住宅（以下「本件工員住宅」という。）に居住していたが、原爆被災者がBに多数収容されたことから、母Dは昭和20年8月7日から同月21日まで原爆被災者の救護に当たり、父Eも同月8日から同月15日まで死体の埋葬や生存者への食事の給仕に当たった。
- (2) 母Dから、母Dは、審査請求人と弟Fを連れてBに行き、原爆被災者の救護に当たったと聞かされている。審査請求人は、母Dに交換の包帯を持って行ったり、塗り薬を手渡したりしたことを覚えている。
- (3) 両親は、昭和18年1月から本件工員住宅に住み始めたが、工員に対する地元住民のよそ者扱いや工員間のつながりの浅さのため、頼れる人や親しい人もいない状況下で、原爆被災者の救護に動員された。したがって、母Dは、審査請求人をそばから離すことができなかったし、審査請求人も、母Dから離れることができなかった。当時の厳しい環境の中で、両親が5歳の子供（審査請求人）一人を家に置いていくはずがない。
- (4) 審査請求人の一家は、4人で原爆被災者の救護に行っており、父E、母D及び弟Fは、被爆者健康手帳の交付を受けている。本件交付申請の際に提出した3通の被爆証明書（H作成の被爆証明書、I作成の被爆証明書及び弟F作成の被爆証明書）によれば、審査請求人が母Dと一緒にBに行っていたことは間違いないから、審査請求人は、被爆者援護法1条3号に規定する被爆者に該当していると考ええる。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。
  - (1) 本件の論点は、審査請求人が被爆者援護法1条3号に規定する被爆者に該当するか否かである。
  - (2) 本件審査指針によれば、被爆者援護法1条3号に規定する被爆者に該当するためには、原子爆弾の投下後2週間以内に、15名以上の被爆負傷者が収容されている収容施設等に相応の時間とどまったこと若しくは1日当たり5名以上の被爆負傷者と接触したこと又はこれらに相当する被爆状況

にあったことが確認される必要がある。

この点について、審査請求人は、Bにおいて原爆被災者の救護に当たった母Dと一緒にいたと主張するが、審査請求人が母Dと行動を共にしてBにおいて被爆負傷者と接触した事実は確認することができない。

- (3) したがって、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、Bにおいて被爆負傷者の救護に当たった母Dと一緒にいて被爆したと主張する（上記第1の2の(1)）。

そこで、まず、審査請求人が母Dと行動を共にしてBにいた事実が認められるか否かについて検討する。

ア 一件記録によると、審査請求人が主張するように、審査請求人の一家4人のうち、父E、母D及び弟Fの3人は、被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められる。

しかし、父Eの被爆者健康手帳交付申請関係書類及び母Dの被爆者健康手帳交付申請関係書類には、審査請求人が母Dと行動を共にしてBにいた事実を確認することができる記載は見当たらない。この点について、審査請求人は、母Dが自らの被爆者健康手帳交付申請書に審査請求人のことを記載しなかったのは、被爆者に対する風評・差別をおそれ、子供の将来のことを考えたからであると主張するが、母Dは、下記ウのとおり、平成2年9月10日に受けた聞き取り調査でも審査請求人のことには言及していないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、弟Fの被爆者健康手帳交付申請書には、「母が私を背おい兄をひきつれ、救護に従事」したとの記載があるが、弟Fは、当時1歳6か月であり、上記の内容は、母Dからの伝聞に基づくものである（弟Fの被爆者健康手帳交付申請書の「3 その他」欄の記載参照）。

イ 審査請求人は、本件交付申請の際に提出した3通の被爆証明書によれば、審査請求人が母Dと一緒にBに行っていたことは間違いないと主張する（上記第1の3の(4)）ことから、これらの被爆証明書の記載内容を

検討すると、以下のとおりである。

(ア) H作成の被爆証明書

この被爆証明書には、Hの母Jから、当時1歳6か月のHを背負い、「子供」を家に残すことのできない母Dらと一緒にBにおいて原爆被災者の救護に参加したと「きいております」との記載がある。

したがって、上記の内容は、母Jからの伝聞に基づくものである。また、上記の「子供」が弟Fのことをいっているのか、又は弟Fと審査請求人の二人のことをいっているのかが明らかではない。

(イ) I作成の被爆証明書

この被爆証明書には、母Dから、「次男（弟F）を背負い長男（審査請求人）を連れて」Bにおいて原爆被災者の救護に参加したと「聞かされました」との記載がある。

したがって、上記の内容は、母Dからの伝聞に基づくものである。

(ウ) 弟F作成の被爆証明書

この被爆証明書には、母Dが「私（弟F）を背負い兄（審査請求人）を引き連れ」Bにおいて原爆被災者の救護に従事したとの記載がある。

しかし、上記の内容は、上記アの弟Fの被爆者健康手帳交付申請書の「3 その他」欄の記載によれば、母Dからの伝聞に基づくものである。以上によれば、上記の3通の被爆証明書の記載内容からは、審査請求人が母Dと一緒にBに行っていたことが間違いないとはいえないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ なお、母Dは、Hがした被爆者健康手帳の交付申請手続において聞き取り調査（平成2年9月10日）を受けた際に、Hの母Jが「子供さんを背負っているのを見た。自分も子供を連れていったが、子供を背負って看護はむづかしいので、背中から下ろして遊ばせていた」と申述している（申請者Hに係る審査表）。

上記の申述によれば、母DがBに連れて行った子供は、弟Fということになる。

エ 上記アからウまでで検討したところによれば、審査請求人が母Dと行動を共にしてBにいた事実は認めることができないし、他にも、上記の事実を認めることができる資料は見当たらない。

(2) そうすると、その余の点について判断するまでもなく、審査請求人は、被爆状況該当者に該当しないから、被爆者援護法1条3号に規定する被爆者

に該当しない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

|   |   |   |   |     |   |
|---|---|---|---|-----|---|
| 委 | 員 | 原 |   |     | 優 |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴 公 | 美 |
| 委 | 員 | 村 | 田 | 珠   | 美 |